

鳥取地方労働審議会労働災害防止部会の傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券と同じ番号の席に着席し、みだりに席を離れないこと
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと
- 3 携帯電話等の電源は、会場内では必ず切ること
- 4 写真撮影やビデオカメラ、録音装置等は使用しないこと
- 5 静肅を保つこと。また、審議会の会議を妨害するような行為は行わないこと
- 6 会議における発言等に対し、賛否を表明し又は拍手を行うなどの行為を行わないこと
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等、審議会の会議の傍聴に不要なものは会場には持ち込まないこと
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内では着用しないこと
- 9 会場内では、部会長及び事務局の指示に従うこと
- 10 銃刀類その他危険なものを持っている方、酒気を帶びている方は入場しないこと

上記の事項に違反するなど、会議の進行に障害となると部会長が判断した場合は、その者の傍聴を禁止し、退場させことがあります。

鳥取地方労働審議会労働災害防止部会